

一宮市指定給水装置工事事業者 各種申請・届出書類一覧表

届出の種類		申請書	変更届	登記簿 謄本	定款	外観 写真	住民票 の写し	誓約書	機械器 具調書	指定証 の返納	備考	
新規・更新	法人	○		○	○	○		○	○		・主任技術者証又は給水装置主任技術者免状の写し ・更新の場合は指定更新時確認事項	
	個人	○				○	○	○	○			
指定事項 の変更	組織変更	有限→株式等の 組織変更		○	○	○				○	法人格の同一性が維持される組織変更の場合	
		法人→個人/ 個人→法人	廃止して新規指定									
	氏名・名称 の変更	法人(商号変更)		○	○	○					○	
		個人(氏の変更・屋 号の変更)		○				○			○	
	代表者 変更	法人		○	○	○			○		○	
		個人	廃止して新規指定									
	役員変更	選任		○	○				○			
		解任		○	○							
	住所変更	法人		○	○	○	○					
		個人		○			○	○				
	住居表示 変更	法人		○	○							登記簿謄本及び住民票等の代わりに 住民表示変更証明書も可
		個人		○				○				
電話番号・ FAX番号			○									
主任技術者の増減		給水装置工事主任技術者選任・解任届出書、主任技術者証／免状の写し(選任の場合)										
事業の廃止・休止・再開		指定給水装置工事事業者(廃止)届出書、指定証の返納(再開は不要)										
指定証再交付		指定給水装置工事事業者証再交付申請書、指定証の返納(紛失は不要)										

1. 指定事項に変更があったとき、変更があった日から30日以内に届出してください。
2. 給水装置工事主任技術者を選任又は解任したときはその日から14日以内に届出してください。
3. 給水装置工事事業を廃止又は休止したときはその日から30日以内、再開したときはその日から10日以内に届出してください。